

第 23 消火器具

1 設置場所等

令第 10 条第 2 項第 2 号及び規則第 9 条の規定によるほか、次によること。

- (1) 令第 10 条第 2 項第 2 号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」については、廊下、通路、室等の出入口付近とすること。
- (2) 規則第 9 条第 2 号に規定する「水その他消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」は、消火器具の容器又はその他の部品が腐食するおそれのない場所で、かつ、次に適合する場所であること。
 - ア 消火器は、ラベルに表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所
 - イ 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに、地盤面又は床面からの高さが 10 cm 以上となる場所
- (3) 水槽に付置する消火用バケツは、当該水槽の直近の場所に設置すること。

※消火器具の所要単位の算定について端数が生じる場合は、そのままよく端数処理を要しない。

2 付加設置

規則第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定による消火器具の設置（以下この第 23 において「付加設置」という。）は、次によること。

(1) 共通事項

付加設置は、規則第 6 条第 1 項の防火対象物又はその部分に同条第 3 項から第 5 項までに規定する少量危険物、指定可燃物、電気設備がある場所又は多量の火気を使用する場所（以下この第 23 において「付加設置部分」という。）がある場合、同条第 1 項の規定により設置するほかに、消火器具の設置が必要となるものであること。

(2) 少量危険物又は指定可燃物がある場所（規則第 6 条第 3 項関係）

- ア 令第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号の規定により消火器具の義務がある防火対象物で少量危険物又は指定可燃物（以下「少量危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱うものについては、規則第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により設置される当該建築物その他の工作物の消火に適応する消火器具に併せ、規則第 6 条第 3 項に規定される貯蔵し、又は取り扱う少量危険物等の消火に適応する消火器具をそれぞれの規定で定める能力単位を加算して得た量以上の量を確保すること。
- イ 少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱うことから令第 10 条第 1 項第 4 号の規定により消火器具の義務がある建築物その他の工作物についても、規則第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定により設置される当該建築物その他の工作物の消火に適応する消火器具に併せ、規則第 6 条第 3 項に規定される貯蔵し、又は取り扱う少量危険物等の消火に適応する消火器具をそれぞれの規定で定める能力単位を加算して得た量以上の量を確保すること。
- ウ 令別表第一に掲げる建築物その他、工作物に該当しない屋外において少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱うものにあつては、本規定の対象とはならないものである。

(3) 電気設備がある場所（規則第 6 条第 4 項関係）

- ア 規則第 6 条第 4 項に規定する「その他これらに類する電気設備」には、発電設備、蓄電池設備、コンデンサー、電力制御装置及びリアクトルが含まれるものとする。
- イ 規則第 6 条第 4 項に規定する「電気設備がある場所の床面積」については、電気設備が専用の室（以下「電気設備室」という。）に設けられている場合は、当該電気設備室の床面積とする。この場合において、電気設備室に設けられていない場合は、次のいずれか小なる床面積とすること。

- (ア) 電気設備が設けられた部分の周囲を水平距離 5mで囲んだ部分の面積。この場合において、同一室内に 2 以上の電気設備が設置されている場合は、その合計面積とすること。
 - (イ) 電気設備が設けられた部分とその他の部分が、感電防止のための金網の柵で区画されている場合は、その区画された部分の床面積
- (4) 多量の火気を使用する場所（規則第 6 条第 5 項関係）
- ア 規則第 6 条第 5 項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」は、次に掲げる場所とする。
 - (ア) 厨房（同一室内の厨房設備の入力の合計が 21kW 以下の厨房を除く。なお、厨房設備については、電磁誘導加熱式調理器（IH クッキングヒーター）も含むものとする。）
 - (イ) 工業炉及びかまどを設置する場所
 - (ウ) 熱風炉を設置する場所
 - (エ) 公衆浴場の火焚場
 - (オ) 火葬場のかま場
 - (カ) 焼却炉を設置する場所
 - (キ) サウナ室
 - (ク) 前（ア）から（キ）までに掲げる場所のほか、これらに類する場所
 - イ 規則第 6 条第 5 項に規定する多量の火気を使用する場所の床面積は、前（3）イの例により算定した床面積とすること。

3 消火器具の配置

規則第 6 条第 6 項の規定は、次によること。

- (1) 規則第 6 条第 6 項に規定する「階」とは、建基令第 2 条第 1 項第 8 号に規定する階数に算入される階とする。
- (2) 前（1）により階に該当しない部分で令第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号の規定により消火器具の設置義務を判断する面積算定に算入している部分並びに令第 10 条第 1 項第 4 号の規定により少量危険物等を貯蔵し、又は取り扱う部分があることにより消火器具の設置義務が生じる部分を有する場合は、当該部分の各部分から、当該部分又は直上階並びに直下階に配置された一の消火器具に至る歩行距離が 20m 以下となるよう消火器具を配置すること。

4 消火器具の兼用

- (1) 複合用途防火対象物で令別表第一に掲げる各用途部分が、相互に往き来できる場合で、共用部分等に設置することで消火器具を兼用することができるものとする。この場合において、消火器具の能力単位は兼用する各用途部分で必要とされる能力単位を加算して得た量以上の量が確保されており、かつ、規則第 6 条第 6 項に規定されている歩行距離を満たしていること。

※例 無窓階で、3 項口が 80 m² 4 項が 110 m² の 16 項イの対象物

3 項口 80 m²/100 m²=0.8 4 項 110 m²/100 m²=1.1 計 1.9 2 単位で可

- (2) 規則第 6 条第 3 項から第 5 項までの規定により消火器具を設置する場合は、次により同条第 1 項の規定により設置する消火器具で兼用することができるものとする。ただし、（1）同様、規則第 6 条第 1 項に掲げる部分と該当場所である同条第 3 項から第 5 項に掲げる部分が、相互に行き来できる場合等使用上支障がない場合に限る。
 - ア 兼用される消火器具の能力単位は、規則第 6 条第 1 項及び第 3 項又は第 5 項の規定により必要とされる能力単位を加算して得た量以上の量が確保されていること。また、同条第 4 項に掲げる部分がある場合は、令別表第二において電気設備の消火に適応するものとされる消火器具が設置されていること。

イ 兼用される消火器具は、規則第 6 条第 6 項に規定する歩行距離を満たしていること。この場合において、同条第 3 項から第 5 項の規定により必要とされる消火器具は、付加設置部分の付近に設置すること。

5 特例適用の運用基準

令第 32 条の規定を適用する場合は、次のいずれかによること。

この場合、岐阜市火災予防事務処理要綱第 12 条に規定する申請を要しないものとし、特例適用の経過等を査察台帳等に記載するなど明らかにしておくこと。

- (1) 共同住宅の階段等のみが存する階で、設置義務が生じる部分を有する場合は、当該部分の各部分から、当該部分又は直上階並びに直下階に配置された一の消火器具に至る歩行距離が 20m 以下となるよう消火器具を配置することで足りる。
- (2) メゾネット型共同住宅は、一住戸の各部分から歩行距離 20m 以下となるように消火器具を設置すれば、一住戸内の階ごとの設置を要さないことができるものとする。
- (3) 劇場、映画館、その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場、その他大空間を有するもので、当該居室内で一の消火器に至る歩行距離が 20m を超える場合は、通行又は観覧に支障がなく、容易に使用できる客席部分の周壁又は客席に最も近い廊下等、スポーツ競技等に支障ない周壁又は最も近い通路等に設置することができるものとする。
- (4) 令第 13 条第 1 項に掲げる防火対象物又はその部分の防護区画内で、当該防護区画内に令第 16 条、第 17 条又は第 18 条で規定する技術基準により、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている場合は、当該防護区画の出入口等の部分に集約して設置することができるものとする。
- (5) 周囲の温度が消火器の使用温度範囲外の場所（冷蔵倉庫や常時高温となる作業場等）は、当該出入口等の部分に集約して設置することができるものとする。